

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、本郷ハスマンション建替組合の定款及び事業計画の変更認可について公告したので、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）第百五条第三項の規定により、次のように掲示する。

令和八年九月四日

文京区長 成澤 廣修



一 公告の内容

文京区告示 第百八十四号

マンション再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第一項の規定に基づき、本郷ハスマンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により次のように公告する。

令和八年九月四日

文京区長 成澤 廣修

一 組合の名称 本郷ハスマンション再生組合

二 再生前マンションの名称 本郷ハウス

三 再生前マンションの敷地の区域 文京区本郷一丁目二十七番八号

四 再生後マンションの敷地の区域 文京区本郷一丁目二十七番八号

五 事業施行期間 令和六年七月十七日から令和十二年三月三十一日まで

六 事務所の所在地 東京都新宿区四谷三丁目十二番地
株式会社UG都市建築内

七 設立認可の年月日 令和六年七月十七日

八 主な変更内容 組合の名称を「本郷ハスマンション再生組合」に変更する

九 定款及び事業計画の変更の認可年月日 令和八年九月一日